

●香川県告示第204号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成21年4月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 所在地

変更前 高松市番町5丁目4番15号

変更後 さぬき市津田町津田930-2

2 名称

香川県東讃食品衛生協会

3 売りさばき場所

変更前 高松市番町5丁目4番15号

変更後 さぬき市津田町津田930-2 香川県大川合同庁舎内